

障害者の移動支援施策再構築について

1 趣旨

平成21年度に策定した「横浜市障害者プラン（第2期）」の中で、「将来にわたるあんしん施策」をまとめ、「移動支援施策の再構築」を重点課題として位置づけました。

その後、横浜市障害者施策推進協議会の下部組織として外部委員からなる「移動支援施策再構築プロジェクト」を設置し、平成21・22年度の2か年にわたり議論を重ねてまいりました。また、福祉パス・タクシー券の利用者アンケート調査等を通して、既存の移動支援施策の検証、移動支援施策のあり方、見直しの方向性を中心に検討を進めてきたところです。

今年度は、「横浜市障害者施策推進協議会」「同施策検討部会」で移動支援施策再構築の方向性について議論してまいりました。本日は、これまでの議論の中で見えてきた方向性をご報告します。

2 移動支援施策再構築（主な事業）の方向性

◎再構築の基本的な考え方

障害者の移動支援施策について、各事業の「サービスの拡充」と「コスト削減」の仕組みを導入し、再構築を行います。これは、移動支援施策全体を、必要な方に必要なサービスが届くよう施策の充実を図る一方で、市費負担増の抑制策を講じ、安定的な制度の構築を目指すものです。

以上の考え方を踏まえ、下表の通り整理し「横浜市障害者施策推進協議会」でご意見をいただきました。

課題		見直しの方向性			
		サービス拡充		コスト削減・歳入確保	
<p>現行の様々な移動支援施策をより使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるよう制度の再構築が必要</p>		見直しの視点	既存の移動支援施策全体の見直し・転換による施策の充実	既存の移動支援施策の対象とならない方（新たな対象）への施策導入	移動支援施策全体として市費負担増の抑制、持続可能で安定的な制度の構築
1	<p>福祉パス 交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の増加に伴う事業費の増加。 福祉パスの利用頻度に関わらず交通事業者への市費負担金は同じ。 交付要件の整合性（知的B2対象外） 	1		<p>【交付対象要件の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的B2へ拡大 	<ul style="list-style-type: none"> パスを真に必要とする方だけにお渡しする仕組の導入（利用者負担金の検討） 事業者への市費負担金積算方法の見直し
2	<p>タクシー券 交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 月毎の利用枚数制限による利用のしづらさ。 交付要件の整合性（精神障害者手帳所持者は対象外） 	2	<p>【制限の緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> 月毎の利用枚数制限の撤廃 在宅要件の緩和 	<p>【交付対象要件の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者手帳所持者へ拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 手帳取得時の年齢制限導入（H17.4）以前からの「経過措置者」への交付停止
3	<p>ガイドヘルパー・ガイドボランティア 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 両制度の違いがわかりづらく役割があいまい。 制度の重複がある。 障害者本人のエンパワーメントを高めるための仕組みがない。 人材不足 	3	<p>【ガイドヘルパー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度利用者の利便性向上（通学等への利用範囲の拡大） 障害者本人のエンパワーメントを高めるための支援制度の創設 ヘルパー人材確保養成策実施 	<p>【ガイドボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドヘルプを補う部分として利用範囲の拡大 手帳要件の緩和 ボランティア確保養成策実施 	<p>【ガイドヘルパー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度にあわせた報酬体系の見直し 支給決定基準の検討 <p>【ガイドボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨励金の見直し

【参考 制度概要】

	福祉パス交付事業	タクシー券交付事業
目的	障害ゆえに外出しにくい点に配慮し、障害者の社会参加の促進を図る	在宅重度障害者に対してタクシー料金の一部を助成することで外出機会を確保し、社会参加を促進する。
対象者	70歳未満の障害者手帳所持者等 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1～4級） ・愛の手帳（知的）（A1～B1） ・精神障害者手帳（1～3級）など ※福祉パスとタクシー券は併給できません。	下記のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級（内部・視覚・下肢・体幹） ・愛の手帳（知的）A1・A2 他 ※ただし、平成17年4月以降に65歳以上で対象となる身体障害者手帳の交付を受けた方は対象になりません。
更新方法	区役所から各対象者へ郵送（自動更新）	区役所から各対象者へ郵送（自動更新）
交付者数（H22）	50,235人 <ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的：32,714人 ・精神：16,969人 ・戦傷、被爆：552人 	22,332人 <ul style="list-style-type: none"> ・身体：20,391人 ・知的：1,922人 ・重複（身体3級+愛の手帳B1）：19人
事業費（H23予算）	2,717,214千円	296,391千円
利用者負担	なし	なし

	ガイドヘルプサービス	ガイドボランティア	障害児通学支援
目的	単独で外出が困難な障害者に対して外出時の支援を行い自立と社会参加を促進する。	単独で外出が困難な障害者に対して外出時の支援を行い自立と社会参加を促進する。	特別支援校等への通学路にて案内・誘導・見守りを行い、通学の安全を確保する。
利用範囲例	買物・社会参加・余暇等	通院・買物・通学・通所	通学時の見守り
対象者	①1～2級の視覚障害児・者、全身性障害児・者 *日常必要外出は身障3級以上 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者	①1～2級の視覚障害児・者、全身性障害児・者 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者	通学支援員を配置する特別支援学校の児童・生徒
利用者数等（H22）	約7,000人(支給決定者数)	約400人	10校+横浜駅
支援形態	個人又は複数への支援	個人又は複数への支援	集団への見守り支援
事業費（H23予算）	1,472,969千円 （市費456,620千円）	68,682千円 （市費21,292千円）	59,223千円 （市費0千円）
利用者負担	原則1割(非課税世帯無料)	無料	無料
事業実施主体	市に登録をした移動支援事業者（各種法人）378事業者	ボランティア事務取扱団体（NPO法人・当事者団体法人）4団体	契約事業者（NPO法人）1者
サービス提供者の資格	ホームヘルパー、ガイドヘルパー養成研修修了者等	資格なし（18歳以上）	資格なし